

# 令和7年度（補正）スマート林業導入支援事業実施要領

令和8年3月23日農林部長決済

## 第1 趣旨

令和7年度（補正）スマート林業導入支援事業（以下「事業」という。）の実施については、埼玉県林業関係補助金交付要綱（平成2年12月25日制定。以下「交付要綱」という。）によるほか、この要領の定めるところによる。

## 第2 目的

本事業は、エネルギー価格や物価高騰の影響を受ける林業事業者の経営安定と事業継続を図り、もって素材生産を促進することを目的とする。

## 第3 事業の内容

事業の内容は次のとおりとし、予算の範囲以内で補助金を交付する。

### スマート林業導入支援

ICT機能等を搭載した高性能林業機械や自動選木機、無人航空機（レーザ測量用・資材運搬用）、立木及び木材の測定機器などの、スマート林業機器の導入に対し支援する。また、これらの機器を導入するにあたり必要な研修への参加を支援する。なお、補助の対象は第4第5項（3）のとおりとする。

## 第4 事業実施計画

- 1 事業主体は、補助金等の交付手続き等に関する規則第4条による補助金の交付申請を行う前に、事業実施計画承認申請書（様式第1号）を知事に提出し、承認を受けるものとする。
- 2 知事は、前項により提出された事業実施計画書について、適切であると認める場合には、これを承認することができる。
- 3 知事は、承認した旨を事業実施計画承認通知書（様式第2号）により、事業主体に通知するものとする。
- 4 本事業は、原則として、知事からの交付決定通知を受けてから着手するものとする。ただし、やむを得ない事情により、交付決定前に着手する必要がある場合は、事業主体は、その理由を具体的に付して、交付決定前着手届（様式第3号）により知事に提出するものとする。
- 5 事業の事業主体、採択基準等は次に掲げるとおりとする。

### （1）事業主体

埼玉県林業事業体登録要領に規定される林業事業体台帳に登録された県内の林業事業体とする。

### （2）採択基準

事業主体は、ア～ウの条件をすべて満たすこと。

ア 恒常的な雇用関係(事業実施計画承認申請書の提出期限の3ヶ月以前から雇用関係にあることをいう(特定非営利活動法人においては、「恒常的な雇用関係」を「恒常的な活動実態」と読み替えるものとする。))。があり、かつ、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)に基づき、次の(ア)及び(イ)に掲げる教育を両方とも受けた技術作業員を2人以上有していること。

(ア) 刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育

(イ) チェンソーを用いて行う伐木等の業務従事者安全衛生教育(労働安全衛生規則第36条第8号の特別教育)

イ 導入する機械等は、従来の機械等又は導入前と比較して生産性向上や作業効率向上が図られるものであること。

ウ 令和9年3月10日までに納品が可能と見込まれる機械等の導入であること。

### (3) 補助の対象となる導入機械等

ア ICT機能等を搭載した高性能林業機械

イ ICT機能等を搭載した架線集材機械

ウ ICT機能等を搭載した自動選木機

エ ICT機能等を搭載した無人航空機(レーザー測量用、資材運搬用等)

オ ICT機能等を搭載した森林3次元計測システム機器

カ ICT機能等を搭載した森林測量システム機器

キ ICT機能等を搭載した木材検収システム機器

ク エからキを導入するにあたり必要な研修の受講費及び資格取得費

ケ その他ICT機能等を搭載した機械等で知事が認めるもの

※ 必要な附属機械器具等(附属機械器具、ソフトウェア、収納ケース、バッテリー、充電器等)を含めることができる。ただし、予備の附属機械器具等については対象としない。

### (4) 留意事項

ア 導入する機械等は新品で新たに取得するものとする。

イ リース及びレンタルは補助対象外とする。

ウ 現地着価格によって購入するときは、運送料は含めないものとする。

エ ベースマシン、アタッチメント及び器具・部品のみ機械等は補助対象外とする。

オ 当事業により整備した施設等については、管理規定(ただし、施設全体で作成済みのものは除く)を整備するなどにより適正に管理するとともに、事業名及び導入年月日をプレートやシール等で表示しなければならない。

## 第5 事業実施計画の変更

1 事業計画について、重要な変更が生じた場合は、第4の第1項に準じて知事に提

出し、承認を受けるものとする。

なお、重要な変更とは次の各号のとおりとする。

- (1) 事業主体の変更
- (2) 事業費の30%を超える増

## 第6 事業の実施等

### 1 交付決定における条件

- (1) 補助金対象となる事業は、事業主体から申請のあった事業とし、その内容は申請書記載のとおりとする。
- (2) 事業主体は、補助事業に係る国及び県の法令、交付要綱、実施要綱、実施要領及び運用等に従わなければならない。
- (3) 事業主体は、補助事業に要する経費の配分の変更（「林業関係補助金交付要綱（平成2年12月25日制定）」で定める軽微な変更（以下「軽微な変更」という。）を除く。）をしようとする場合には、あらかじめ埼玉県知事（以下「知事」という。）の承認を受けなければならない。
- (4) 事業主体は、補助事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をしようとする場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- (5) 事業主体は、補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (6) 事業主体は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、すみやかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (7) 事業主体は、補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。  
ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでないため、消費税仕入控除税額を含めて申請した場合には、次の条件に従わなければならない。

ア 事業主体は、補助事業の実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

イ 事業主体は、実績報告の提出後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前記アの規定により減額した場合には、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに知事に報告するとともに、知事による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、事業主体は、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、（別記様式第3号）により補助金の額の確定があった日の翌年6月15日までに、知事に報告し

なければならない。

- (8) 事業主体は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- (9) 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を知事に納付させることがある。
- (10) 事業主体は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかななければならない。
- (11) 事業主体は、上記(10)の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して補助事業の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。
- (12) 事業主体は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、上記(10)及び(11)に規定する帳簿等に加え、財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。
- (13) 上記(10)から(12)に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物及び台帳のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。
- (14) 事業主体は、取得財産等のうち不動産及びその従物並びに1件当たりの取得価格50万円以上のものについて、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に期間の定めがない財産については期間の定めなく。）においては、知事の承認を受けずに、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- ただし、補助金事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が交付申請書に記載してある場合は、次の条件により知事による補助金の交付の決定をもって知事の承認を受けたものとする。
- ア 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を納付すること。
- イ 本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと。
- (15) 上記(14)による知事の承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を知事に納付させることがある。
- (16) 事業主体は、補助事業を遂行するため、売買、請負、その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

- (17) 事業主体は、上記(16)により契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、（別記様式第1号）による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。
- (18) 事業主体は、森林関係法令への違反等その行為態様や社会的影響等を勘案して不適切と判断される行為を行ってはならない。
- (19) 事業主体は、補助金の申請に当たり、上記(18)を約した誓約書（別記様式第2号）を添付しなければならない。
- (20) 事業主体は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産及び設置した施設等がそれぞれ処分制限期間及び転用制限期間内に交付金交付の目的を達することができなくなった場合は、速やかに知事に協議し、その指示に従って当該財産の取得又は当該施設等の設置に要した補助金の全部又は一部を知事に納付しなければならない。
- (21) この補助金は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）に規定する間接補助金に該当するので、同法の適用がある。

## 2 契約の方法

事業主体は、補助事業を遂行するため、売買、請負、その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

## 3 予定価格の設定

契約にあたっては原則として予定価格を設定するものとし、導入しようとする施設の仕様書を定め、原則3者以上の者より見積もりを徴収し行うこととする。

ただし、3者以上の者より見積もり書の徴収が困難な場合にあっては、その理由を明らかにするとともに書面により整理保管すること。

## 4 事業主体が締結した契約書の提出

事業主体は、契約を締結したときは、遅滞なく入札・見積り記録（様式第4号）を作成し、請負等契約書の写しを添えて知事に提出するものとする。

## 第7 事業の実施報告等

- 1 事業主体は、事業完了後30日以内又は3月15日のいずれか早い日までに、実績報告書を知事へ提出するものとする。
- 2 知事は、事業主体から1により実績報告書が提出されたときには、別に定める林業・木材産業施設関係事業補助金調査要領を準用により、当該事業の調査を行うものとする。

## 第8 達成状況報告

事業主体は、目標年度までの各年度における個別指標の目標値の達成状況について

て、達成状況報告書（様式第5号）により当該年度の翌年度の6月末日までに知事に報告するものとする。

## 第9 その他

- 1 知事は、必要があると認められるときは、本事業の情報（事業主体名、補助金額等）を公開することができるものとする。
- 2 本事業の実施にあたっては、同一の事業について、国、地方公共団体及びこれら外郭団体等の補助金等の交付を受けることはできない。
- 3 この要領に定めるもののほか、事業実施に必要な事項については、知事が別に定める。

## 付 則

この要領は、令和8年3月23日から施行する。

